

学校給食用牛乳供給事業実施要領

平成25年5月30日付け25農畜機第846号承認
平成25年5月9日 茨牛組第24号

第1 趣旨

学校給食用牛乳供給対策要綱（昭和39年8月31日付け文体給第265号、39畜A第5421号文部農林両事務次官通知。以下「対策要綱」という。）及び学校給食用牛乳供給対策要領（平成15年9月30日付け15生畜第2865号農林水産省生産局長通知。以下「対策要領」という。）に基づき、安全で品質の高い国内産の牛乳を学校給食用に年間継続して計画的かつ効率的に供給する取組を推進しているが、効率的な供給が難しい地域があることから、今後とも取組を継続する必要がある。

さらに、近年の牛乳・乳製品の需要の変化を踏まえ、学校給食における発酵乳等の供給を推進するとともに、牛乳の集団飲用の更なる拡大に向けて、学校給食以外での牛乳利用を推進する必要がある。

このため、茨城県牛乳協同組合（以下「組合」という。）は、学校給食用牛乳等の安定的な供給、消費量の維持・拡大及び就学前幼児の牛乳飲用習慣定着化を推進する事業に対し、学校給食用牛乳供給事業実施要綱（平成15年10月1日付け15農畜機第48号。以下「実施要綱」という。）に基づき、補助することとし、もって酪農の健全な発達並びに生徒、児童及び幼児の体位、体力の向上に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する施行令（昭和30年政令第255号）に定めるほか、この実施要領の定めるところによる。

第2 補助対象者

この事業の補助対象者は、供給事業者、対策要領第4の3の機関、学校の設置者等及び保育所等の設置者等とし、事業ごとの補助対象者は第3の規定によるものとする。なお、対策要領第4の3の機関は、給食費から牛乳代金の徴収、供給事業者への支払い等の精算事務を茨城県内において一元的に取り扱う機関であること。

第3 事業内容

この事業の内容は、次に掲げるものとする。なお、補助対象経費及び補助率等は、別表に掲げるところによる。

また、対策要領第2に定めるところによらないで学校給食用牛乳の供給価格及び供給事業者を決定する学校の設置者を対象として事業を実施することができないものとする。ただし、3の事業の対象となる学校の設置者については、この限りでない。

1 学校給食用牛乳安定需要確保対策事業

- (1) 学校給食用牛乳の安定的な需要を確保し、かつ、保護者負担額の軽減を図るために、学校給食用牛乳の供給において、不利な供給条件に基づく掛り増しと

なる経費相当額の一部（以下「補助額」という。）について、供給数量に応じて対策要領第2に定めるところにより決定した供給事業者に交付するものとする。

- (2) 200cc当たりの補助額は、対策要領第2の1の区域ごとに次の式により定めるものとする。

$$\text{補助額} = \text{供給価格} - \text{基準価格}$$

注1 供給価格とは、対策要領第2の3の(3)で決定した200cc当たりの供給価格をいう。

2 基準価格とは、対策要領第2の3の(3)で決定した供給価格を当該年度の供給見込数量で加重平均した200cc当たりの茨城県平均価格に一定額を加えた額とする。

3 注2の一定額とは、対策要領第2の3の(3)で決定した茨城県内区域ごとの200cc当たりの供給価格の標準偏差を算出し、その3カ年度（平成20～22年度）の平均値に0.7を乗じて得た額と3円のいずれか低い額とする。

(3) なお、補助対象者が、対策要領第4の3の機関であった場合は、(2)の補助額を基礎とし、供給数量に応じ、掛増し経費の軽減が確実に行われること。

2 飲用等拡大推進事業

学校給食用牛乳の消費拡大を促進するため、(1)及び(2)の奨励金を交付するものとする。

(1) 発酵乳等による生乳需要拡大

学校給食において、牛乳に加えて提供される、国内で生産された生乳及び生乳由来原料の使用割合が50%以上の発酵乳等を対象として、供給数量に応じて学校の設置者等に交付する生乳需要拡大奨励金。

(2) 保育所等（児童福祉法第35条の規定に基づき設置された保育所及び学校教育法第4条の規定に基づき設置された幼稚園（以下「保育所等」という。））における飲用拡大

保育所等の施設における当該年度の牛乳飲用量について、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が別に定める数量を上回り、かつ、施設における前年度の飲用量を上回る場合、その増加量（理事長が別に定める数量からの増加量又は施設における前年度の飲用量からの増加量のうち、いずれか少ない量）を対象として、保育所等の設置者等に交付する保育所等飲用拡大奨励金。なお、対象とする牛乳は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項に基づく総合衛生管理製造過程を経て、製造又は加工することについての承認（以下「HACCP承認」という。）を受けている乳業工場から供給されるものとする。

3 高付加価値牛乳地域利用推進事業

対策要領第2に定めるところによらないで学校給食に供給される低温殺菌牛乳（100℃未満で殺菌された牛乳をいう。以下同じ。）を対象として、奨励金を供給数量に応じて供給事業者、学校の設置者等に交付するものとする。

低温殺菌牛乳の原料は、原則として茨城県内で生産された生乳とし、対象とする低温殺菌牛乳は、HACCP承認を受けている乳業工場、又は衛生管理基準（施設・設備の衛生管理、事故発生時の対応等に関する基準をいう。）を整備し、かつ、定期的な外部監査を受けて、安定して安全で品質の高い牛乳の供給を行っている乳業工場から供給されたものとする。

第4 事業実施期間

この事業の実施期間は、平成25年度とする。

第5 補助金に係る事項

1 補助金の交付申請

- (1) 補助対象者は、補助金の交付を受けようとする場合は、茨城県牛乳協同組合代表理事（以下「代表理事」という。）が別に定める期日までに別紙様式第1号の学校給食用牛乳供給事業補助金交付申請書を代表理事に提出するものとする。
- (2) 補助対象者は、(1)の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第26号）に規定する地方消費税率を乗じて得た額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金交付申請額から減額して申請するものとする。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

2 変更承認の申請

補助対象者は、補助金の交付決定があった後において、次に掲げる事項を変更しようとする場合には、あらかじめ別紙様式第2号の学校給食用牛乳供給事業補助金交付変更承認申請書を代表理事に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増
- (4) 補助対象者の変更

3 概算払

- (1) 代表理事は、この事業の円滑な実施を図るため必要があると認めた場合は、交付決定額の80%を限度として補助金の概算払いをすることがあるものとする。
- (2) 補助対象者は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号の学校給食用牛乳供給事業補助金概算払請求書を代表理事に提出するものとする。

4 実績報告書

- (1) 補助対象者は、補助金の交付決定通知があった年度の翌年度の4月10日までに別紙様式第4号の学校給食用牛乳供給事業実績報告書を代表理事に提出するものとする。
- (2) 補助対象者は、1の(2)のただし書きにより交付申請した場合において、(1)の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (3) 補助対象者は、1の(2)のただし書きにより交付申請した場合において、(1)の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の学校給食用供給事業に係る仕入に係る消費税等相当額報告書を速やかに代表理事に提出するとともに、その金額（(2)の規定に基づき減額した場合は、その金額が減じ

た金額を上回る部分の金額)を代表理事に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月15日までに、同様式により代表理事に報告しなければならない。

- 5 対策要領第4の3の機関より補助額の交付を受ける供給事業者及び学校の設置者等は、代表理事を対策要領第4の3の機関の長に読みかえ、1から4の手続きを行うものとする。

第6 事業の評価

補助対象者は、第3の事業を実施しようとする場合は、次により事業効果の評価を行うものとする。

- 1 評価計画(事業実施計画検証シート)の作成

補助対象者は第5の1の(1)の補助金交付申請書を提出するに当たっては、事業効果に関する評価計画書(事業実施計画検証シート)を作成するものとする。

- 2 評価実績の報告

補助対象者は第5の4の実績報告書を提出するに当たっては、1に評価結果を記載した事業効果に関する評価実績書をもって評価実績を報告するものとする。

第7 帳簿等の整理保管等

- 1 帳簿の整理保管

補助対象者は、この事業に係る補助金の経理及び内容を明らかにした書類、帳簿並びにこれに係る証拠書類を整理保管するものとし、その保存期間は、当該事業完了後5年間とする

- 2 事業実施状況の徴取等

代表理事は、実施要領に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について必要に応じ調査し又は報告を求めることができるものとする。

- 3 その他

代表理事は、実施要領に定めるもののほか、事業の実施につき必要な事項を定めることができるものとする。

附 則

この実施要領の改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

別 表

事業の種類	補助対象経費	補助率
1 学校給食用牛乳安定需要確保対策事業	学校給食用牛乳の安定的需要の確保を図るため交付する補助額	定 額
2 飲用等拡大推進事業	次に掲げる奨励金	
(1)発酵乳等による生乳需要拡大	学校の設置者等へ交付する生乳需要拡大奨励金	1日1個当たり奨励金2.65円
(2)保育所等における飲用拡大	保育所等の設置者等へ交付する保育所等飲用拡大奨励金	1日1本当たり奨励金(200cc当たり)4.40円
3 高付加価値牛乳地域利用推進事業	学校給食に供給される低温殺菌牛乳の供給数量に応じて供給事業者、学校の設置者等へ交付する奨励金	1日1本当たり奨励金(200cc当たり)4円

別紙様式第1号

平成 年度学校給食用牛乳供給事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

茨城県牛乳協同組合代表理事 殿

住 所
補 助 対 象 者 名
代 表 者 氏 名

印

平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、学校給食用牛乳供給事業実施要領第5の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
別紙1「学校給食用牛乳供給事業実施計画」のとおり
- 3 事業効果の評価計画
別紙2「平成 年度学校給食用牛乳供給事業効果の評価計画書」のとおり
- 4 事業に要する経費及び負担区分

区 分	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
1 学校給食用牛乳安定需要確保対策事業	円	円	円	
2 飲用等拡大推進事業 (1) 発酵乳等による生乳需要拡大 (2) 保育所等における飲用拡大				
3 高付加価値牛乳地域利用推進事業				
計				

(注) 事業を委託する場合は、備考欄に委託先名、委託費を記載すること。

- 6 事業開始及び完了予定年月日

別紙様式第1号の別紙1

学校給食用牛乳供給事業実施計画

1 学校給食用牛乳安定需要確保対策事業

区域	区域別入札 決定供給価格	都道府県内 平均価格	一定額	基準価格	事業の対象 となる格差	当該年度供給 見込数量	補助 金額
	円/本	円/本	円/本	円/本	円/本	本	円
計							

- (注) 1 「区域」は、対策要領第2の1の区域をいう。(同一区域内にて、供給条件により複数の供給価格を定めている場合は価格毎に記入すること。)
- 2 上記表は事業の対象となる格差が生じる区域について記入する。
- 3 区域(価格)ごとの奨励金は、小数点以下の端数を切り捨てること。
- 4 学校ごとの内訳は、別紙①のとおり。

2 飲用拡大等推進事業

(1) 発酵乳等による生乳需要拡大

市町村名	学校 名(学 校数)	供給回数	供給対象 人員	供給個数		総供給個 数	事業 費	備考 (供 給業 者 名)
				発酵乳	チーズ			
				A 個	B 個	A+B 個	円	
計								

- (注) 1 学校毎、給食センター毎又は区市町村毎に記入すること。
- 2 学校毎、給食センター毎又は区市町村毎の奨励金は、小数点以下の端数を切り捨てること。
- 3 「供給対象人員」欄の人員は、計画時には当該学校における当該年度当初の供給対象人員を記入し、実績時には供給時の供給対象人員を記入すること。複数回実施の場合は、都度の人員を記載すること。
- 4 調理用は含めないこと。
- 5 給食センター毎に記入する場合は、市町村名を給食センター名に置き換えること。

(2) 保育所等における飲用拡大

施設名	平成24年度				平成25年度				1人1日当たり					事業費	供給業者名	備考
	供給量(施設全体)	施設人員	保育日数	1人1日当たり牛乳摂取量	供給量(施設全体)	施設人員	保育日数	供給日数	1人1日当たり牛乳摂取量	全国平均	対前年差分	対全国平均差分	奨励金の対象となる差分			
				cc					cc	cc	cc	cc	cc			

(注) 1 施設毎に記入すること。

- 2 全国平均は、理事長が別に定める数量を記入すること。
- 3 施設毎の奨励金は、小数点以下の端数を切捨てること。
- 4 施設人員は、計画時には当該施設における当該年度当初の施設人員を記入し、実績時には9月時点の施設人員を記入すること。
- 5 調理用を含めること。

2の計

区 分	事業費	負担区分	
		補助金	その他()
(1) 発酵乳等による生乳需要拡大	円	円	円
(2) 保育所等における飲用拡大			
合 計			

3 高付加価値牛乳地域利用推進事業

供給業者名	区市町村名	学校名(学校数)	供給対象人員	供給価格	供給本数(200cc換算)				事業費	備考	
					200ccによる供給本数	250ccによる供給本数	300ccによる供給本数	調理用			
					本	本	本	本	本	円	
計											

(注) 1 学校毎、給食センター毎又は区市町村毎に記入すること。

- 2 供給価格には、随意契約による供給価格(200ccあたり)を記入すること。
- 3 「供給対象人員」欄の人員は、計画時には当該学校における当該年度当初の供給対象人員を記入し、実績時には第2学期の供給対象人員を記入すること。
- 4 給食センター毎に記入する場合は、市町村名を給食センター名に置き換えること。
- 5 学校ごとの内訳は、別紙②のとおり。

別紙様式第1号の別紙1の別紙①

学校給食用牛乳の安定的需要確保対策事業対象学校等の内訳

学校区分	所在地及び学校名		基準価格	1本当たりの供給価格	年間供給計画（実績）本数（A）（200cc換算）			
	市町村名	学校名			学期別供給計画（実績）本数：（A）の内訳			
					1学期	2学期	3学期	
小学校			円/本	円/本	本	本	本	本
					()	()	()	()
	計	校			()	()	()	()
中学校					()	()	()	()
					()	()	()	()
	計	校			()	()	()	()
夜間高校					()	()	()	()
					()	()	()	()
	計	校			()	()	()	()
特別支援学校					()	()	()	()
					()	()	()	()
	計	校			()	()	()	()
合計		校			()	()	()	()

記入注意

1. 小計欄における学校数については、分校は1校とみなす。
2. 小中一貫校については、学校は小学校とする。児童・生徒は小学生又は中学生のそれぞれに分類すること。
3. 給食センターは学校数に含めない。
4. 「供給対象人員」欄の人員は計画時には当該学校における当該年度当初の供給対象人員を記入し、実績時には第2学期の供給対象人員を記入すること。
5. 「学校区分」欄の「中学校」には、中等教育学校の前期課程を含み、「夜間高校」には、中等教育学校の後期課程の夜間定時制課程を含む。
6. 全乳形態以外とは、「国産100%」の乳原料を主原料とした成分調整牛乳、加工乳、乳飲料又は発酵乳。
7. 供給本数は、200ccに換算した本数を記入すること。
8. 調理用を含めること。
9. 全乳形態以外での供給がある場合は、内数で（ ）に記入すること。

別紙様式第1号の別紙1の別紙②
高付加価値牛乳地域利用推進事業の内訳

学校区分	所在地及び学校名		1本当たりの供給 価格	年間供給計画（実績）本数（A）（200cc換算）			
	市町村名	学校名		学期別供給計画（実績）本数：（A）の内訳			
				1学期	2学期	3学期	
小学校			円/本	本	本	本	本
				()	()	()	()
	計	校		()	()	()	()
中学校				()	()	()	()
				()	()	()	()
	計	校		()	()	()	()
夜間高校				()	()	()	()
				()	()	()	()
	計	校		()	()	()	()
特別支援 学校				()	()	()	()
				()	()	()	()
	計	校		()	()	()	()
合計			校	()	()	()	()

記入注意

1. 小計欄における学校数については、分校は1校とみなす。
2. 小中一貫校については、学校は小学校とする。児童・生徒は小学生又は中学生のそれぞれに分類すること。
3. 給食センターは学校数に含めない。
4. 「供給対象人員」欄の人員は計画時には当該学校における当該年度当初の供給対象人員を記入し、実績時には第2学期の供給対象人員を記入すること。
5. 「学校区分」欄の「中学校」には、中等教育学校の前期課程を含み、「夜間高校」には、中等教育学校の後期課程の夜間定時制課程を含む。
7. 供給本数は、200ccに換算した本数を記入すること。
8. 調理用については、200cc換算して「年間供給計画（実績）本数」欄の本数として計算するとともに、内数で（ ）に記入すること。
9. 対象年度欄には、奨励金交付を開始して何年目かを記入すること。

平成 年度学校給食用牛乳供給事業効果の評価計画書（事業効果の評価実績書）
 （平成 年度学校給食用牛乳供給事業実施計画検証シート）

事業区分	期待する効果 （目 標）	効果を得るための 具体的な取組計画	計画の必要性 及び有効性	効果測定のおえ方 （達成度測定手法）	評 価
1 学校給食用牛乳安定需要確保対策事業 2 飲用等拡大推進事業 （1）発酵乳等による生乳需要拡大 （2）保育所等における飲用拡大 3 高付加価値牛乳地域利用推進事業					
全 体					

- (注) 1 事業実施計画等提出時は、「期待する効果」、「効果を得るための取組計画」、「計画の必要性及び有効性」、「効果測定の考え方」を記載して事業評価計画書（事業実施計画検証シート）とする。
- 2 「効果測定の考え方」は、実績報告時の「評価」を念頭において記述すること。目標設定・評価の対象とする事業内容については、達成すべき成果目標に係る具体的数値目標をできるかぎり記述すること。
- 3 事業実績報告書提出時は、1の計画書の各欄を実績に置き換えるとともに、「効果測定の考え方」に基づいて「評価」の欄を記載し、事業評価実績書とする。目標設定・評価の対象とする事業内容については、達成すべき成果目標に係る具体的数値目標についてその実績を記述し評価を行うこと。
- 4 事業区分ごとに記載するとともに、全体の事業効果についても記載すること。

別紙様式第 2 号

平成 年度学校給食用牛乳供給事業補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

茨城県牛乳協同組合代表理事 殿

住 所
補助対象者名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 号で補助金交付決定通知があった学校給食用牛乳供給事業について、下記のとおり変更いたしたいので、学校給食用牛乳供給事業実施要領第 5 の 2 の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容
別紙 1 「学校給食用牛乳供給事業計画書」のとおり
(別紙様式第 1 号の別紙 1 に準ずる)
- 3 事業効果の評価計画
(別紙様式第 1 号の別紙 2 に準ずる)
- 4 事業に要する経費及び負担区分
(別紙様式第 1 号に準ずる)
- 5 事業開始及び完了予定年月日

注 1. 記の記載要領は、別紙様式第 1 号の記の様式に準ずるものとする。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、補助金の交付決定によって通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

別紙様式第3号

平成 年度学校給食用牛乳供給事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

茨城県牛乳協同組合代表理事 殿

住 所
補助対象者名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 号で補助金交付決定のあった学校給食用牛乳供給事業について、下記により金 円を概算払により交付されたく、学校給食用牛乳供給事業実施要領第5の3の規定に基づき、請求します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業の遂行状況 (平成 年 月 日見込み)			既概算払 受領額 ④	今回概算 払請求額 ③-④	備考
	事業費 ①	補助金	事業費 ②	補助金 ③	出来高 ②/①			
	円	円	円	円	%			
計								

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業遂行状況を別紙様式第1号に準じて作成し、添付すること。

2 振込先

平成 年度学校給食用牛乳供給事業実績報告書

番 号
年 月 日

茨城県牛乳協同組合代表理事 殿

住 所
補助対象者名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 号で補助金交付決定通知のあった学校給食用牛乳供給事業について、下記のとおり実施したので、学校給食用牛乳供給事業実施要領第5の4の(1)の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。
なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
別紙1「学校給食用牛乳供給事業実績書」のとおり
(別紙様式第1号の別紙1に準ずる)
- 3 事業効果の評価実績
別紙2「平成 年度学校給食用牛乳供給事業効果の評価実績書」のとおり (別紙様式第1号の別紙2に準ずる)
- 4 事業開始及び事業完了年月日
- 5 事業に係る精算

区 分	交付決定		事業実績		既概算払 受領額	今回精算 払請求額
	事業費	補助金	事業費	補助金		
	円	円	円	円	円	円
計						

(注) それぞれの事業項目ごとに記載すること。

- 6 振込先

別紙様式第5号

平成 年度学校給食用牛乳供給事業に係る仕入に係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

茨城県牛乳協同組合代表理事 殿

住 所
補助対象者名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 号で補助金交付決定のあった学校給食用牛乳供給事業補助金について、学校給食用牛乳供給事業実施要領第5の4の(3)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。(返還がある場合、記載すること))

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の補助金の額の確定額
(平成 年 月 日付け 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |

(注) : 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助対象者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・ 消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・ 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・ 3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・ 補助対象者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注)：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

(注)：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助対象者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・ 補助対象者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料